平成２９年（フ）第３５３号
高知市福井扇町３番19号
破産者　橘　宇一郎
1　破産債権の届出期間　平成30年５月14日まで
2　一般調査期日　平成30年６月27日午前10時30分
平成30年３月29日　　高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９８号
愛媛県西条市神拝甲577番地１　マルイハイビスカス201号、開始決定時の住所京都市伏見区醍醐大高町９番地の９
破産者　堀之内稔丈
1　破産債権の届出期間　平成30年５月24日まで
2　一般調査期日　平成30年７月４日午後２時
平成30年３月29日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第５８１５号
神奈川県横浜市西区浜松町２番５号
破産者　株式会社栄光
1　破産債権の届出期間　平成30年８月31日まで
2　一般調査期日　平成30年12月19日午後１時30分
平成30年３月28日
東京地方裁判所民事第20部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第１００号
山形市東青田５丁目１番１号
破産者　鈴木貞子こと　許　　貞子
免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
平成30年３月29日　　山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０１号
山形市中桜田２丁目18番25号
破産者　板垣樹奈こと　許　　洋子
免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
平成30年３月29日　　山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０２号
山形市東青田５丁目１番１号
破産者　河田淑子こと　許　　洋淑
免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
平成30年３月29日　　山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２４号
広島市西区楠木町３丁目13番36―1001号（E棟）、住民票上の住所広島市西区三篠町２丁目６番４―301号
破産者　丸重　元紀
免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
平成30年３月28日
広島地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成３０年（ヒ）第３０１０号
大阪市中央区淡路町１丁目６番９号堺筋サテライトビル10階
清算株式会社　ＭＹ販売株式会社
1　決定年月日　平成30年３月28日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第１００４号
横浜市港北区新横浜３丁目１番４号
清算株式会社　株式会社ＡＤ
代表清算人　塚田　康男
1　決定年月日　平成30年３月27日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　弁済
清算株式会社（以下「会社」という。）は、各協定債権者に対し、本協定の認可後１ヶ月以内に、別添協定債権配当表の配当額欄記載のとおりに支払う。ただし、横浜信用金庫と会社は、会社に対する預金１万9889円と按分計算額欄記載の金額のうち金１万9889円とを対当額にて相殺することとし、会社は、横浜信用金庫に対し、残金２万8215円を支払う。
2　協定債権残額等の免除
各協定債権者は、会社に対し、会社から前項の金員の弁済を受けたときは、協定債権から前項の弁済額を控除した残額並びに特別清算手続開始決定日以降に発生する利息及び遅延損害金の全額につき、その支払を免除する。
3　弁済方法
本協定による弁済は各協定債権者の指定する銀行預金口座への振込（振込手数料は会社の負担とする。）の方法により行う。
4　山坂秀樹氏に対する未収入金について
本協定可決後、清算人が山坂秀樹氏に対する未収入金を換価・処分・回収できたときは、その換価費用、振込手数料その他の優先債権等を控除した残額を追加弁済総額として、これを第１項により、弁済と同時に免除を受けた各協定債権者の協定債権の残額に基づき按分計算によって算定した額を追加弁済する。この場合、追加弁済の範囲においては、第２項による免除の効力は失われるものとする。
（別添省略）
以上
横浜地方裁判所第３民事部

監督命令

平成３０年（再）第３号
埼玉県比企郡鳩山町大字大橋1186番地２
再生債務者　株式会社鳩山カントリークラブ
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　さいたま市大宮区桜木町４―210鈴木ビル４階　埼玉第一法律事務所　弁護士　堀口　泰之
平成30年３月28日
さいたま地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成３０年（再イ）第１４号
徳島県吉野川市鴨島町西麻植字江川133番地３
再生債務者　中井加奈子
1　決定年月日時　平成30年３月22日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月19日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月２日から平成30年５月10日まで
徳島地方裁判所民事部

平成３０年（再イ）第２号
京都府宮津市字宮村218番地の３
再生債務者　高橋　博久
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月１日から平成30年５月14日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成３０年（再イ）第２８号
神戸市中央区旭通２丁目４番７―201号（従前の住所）神戸市兵庫区神田町28番21号
再生債務者　本田　光貴
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月１日から平成30年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成３０年（再イ）第２９号
神戸市灘区上野通１丁目２番35―218号
再生債務者　畠山　直樹
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月１日から平成30年５月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成３０年（再イ）第１２号
兵庫県姫路市北今宿２丁目４番５―404号ロワイヤル北今宿
再生債務者　梶永　達也
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月７日から平成30年５月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成３０年（再イ）第１３号
兵庫県姫路市北今宿２丁目４番５―404号ロワイヤル北今宿
再生債務者　梶永　由佳
1　決定年月日時　平成30年３月26日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成30年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成30年５月７日から平成30年５月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部